四日市市告示第　５０号

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号。以下「法」という。）第２４条第１項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この告示に基づく縦覧期間内に限り、法第２３条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和２６年建設省令第３３号）第４条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第２５条の規定により、三重県知事に意見書を提出することができる。

平成２７年２月１３日

四日市市長　田 中　 俊 行

１　起業者の名称　　　中日本高速道路株式会社

２　事業の種類　　　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（四日市北ジャンクション（仮称）から亀山西ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道付替工事

３　起業地

イ　収用の部分　　　県市町字及び字、

町字、字、字、字、字、

字、字、字及び字、町字、

町字、字及び字並びに町字地内

ロ　使用の部分　　　県市町字、字、字、

字及び字、町字、町字、

字、字、字、字、字及び字並びに

町字地内

４　縦覧場所　　　 四日市市役所 都市整備部 都市計画課

５　縦覧期間　　　 告示の日から平成２７年２月２７日まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　 （土・日曜日、祝日を除く）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（都市整備部 都市計画課）